

許 可 証

指令第25号

住 所 愛知県刈谷市大正町六丁目 203 番地

氏 名 ヒラテ産業有限公司
代表取締役 平手 裕樹

令和5年2月13日に申請のあった一般廃棄物処理業の許可については、
次によりこれを許可する。

令和5年4月1日

半田市長 久世 孝 宏



業 務 の 区 別	一般廃棄物処理業 (収集・運搬)
取扱廃棄物の種類	事業所から排出される一般廃棄物
業 務 の 区 域	半田市内
許 可 期 間	令和5年4月1日から令和7年3月31日まで
許 可 の 条 件	1. 廃棄物の処理及び清掃に関する法律、施行令、施行規則、 半田市廃棄物の減量及び処理に関する条例等の関係法令を 遵守すること。 2. 申請書に記載されている事項に相違しないこと。 3. その他、市長が必要と認めた指示事項を遵守すること。